

平成18年（行ウ）第185号 自己申告票提出義務不存在確認等請求事件

原告 外28名

被告 大阪府

## 第2準備書面

2007年4月3日

大阪地方裁判所第7民事部 合2C係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 冠 木 克 彦

原告ら訴訟代理人 弁護士 武 村 二三夫

原告ら訴訟代理人 弁護士 中 島 光 孝

原告らの2007年3月14日付け準備書面第2項(5)(5頁1行目～7頁1行目)を以下の通り訂正して補正する。

(5) 被告は、二つの判決（最判昭和47年11月30日民集26巻9号1746頁，最判平成元年7月4日判例時報1336号86頁）を引用し，本件では「自己申告票の提出義務違反に対する制裁としての不利益処分がされる確実性すら明らかではない」，「不利益処分を受けてからこれに関する訴訟のなかで事後的に自己

申告票の提出義務の存否を争ったのでは回復しがたい重大な損害を被るおそれがあると認めることもできない」として、請求の趣旨第 1 項の請求は不適法であるとする。しかし、被告が引用する前記二つの判決は本件とは事案を異にする。

A 前者の判決(長野勤評訴訟判決)は、「自己観察表示義務」の不存在確認を求める請求に対し、「具体的・現実的な争訟の解決を目的とする現行訴訟制度のもとにおいては、義務違反の結果として将来なんらかの不利益処分を受けおそれがあるというだけで、その処分の発動を差し止めるため、事前に右義務の存否の確定を求めることが当然許されるわけではなく、当該義務の履行によって侵害を受ける権利の性質及びその侵害の程度、違反に対する制裁としての不利益処分の確実性およびその内容または性質等に照らし、右処分を受けてからこれに関する争訟のなかで事後的に義務の存否を争ったのでは回復しがたい重大な損害を被るおそれがある等、事前の救済を認めないことを著しく不相当とする特段の事情がある場合は格別、そうでないかぎり、あらかじめ右のような義務の存否の確定を求める法律上の利益を認めることはできない」としたうえ、「不利益処分をまって義務の存否を争ったのでは回復しがたい重大な損害を被るおそれがある等の特段の事情の存在は、いまだこれを見いだすことができない」として、訴えを却下したものである。

B 後者の判決(河川区域でないことの確認請求事件)は、土地所有者が河川管理者たる高知県に対し、「河川管理者たる高知県が河川法上の処分をしてはならない義務があることの確認」(第一次的訴え)、「高知県が河川法上の処分権限がないことの確認」(第二次的訴え)及び「本県土地が河川法にいう河川区域でないことの確認」(第三次的訴え)をそれぞれ求める訴えに対し、「河川法 75 条に基づく監督処分その他の不利益処分をまって、これに関する訴訟等において事後的に本県土地が河川法にいう河川区域に属するかどうかを争ったのでは、回復しがたい重大な損害を被るおそれがある等の特段の事

情があるということとはできない」として、訴えを却下したものである。

河川法 75 条は、河川管理者に、河川法に基づく政令等に違反した者に対し、許可等の取消しを命ずることができる権限を付与する規定であるが、河川管理者がこの権限を行使するかどうかは、河川管理者の裁量に委ねられている。したがって、河川管理者が河川法 75 条に基づく監督処分その他の不利益処分をなすまでは、損害は具体化されない。さらに、上記判決の事案では、本件土地が河川法にいう河川区域であるとの処分がなされたとしても、なお、「これに関する訴訟等において、事後的に本件土地が河川区域に属するかどうかを争ったのでは、重大な損害を被るおそれがある」とは認められなかったのである。

C しかし、本件訴訟は、上記二つの最高裁判決とはまったく事案と異にする。長野勤評訴訟判決は、「上告人らがこれ(自己観察の内容—代理人注)を表示しなかったとしても、ただちに義務違反の責めを問われることが確実であるとは認められ」ないとしている。また、河川区域でないことの確認請求事件判決は、許可等の取消命令を発令するかどうかは河川管理者の裁量に委ねられており、同発令があることが確実ではない事案である。

これに対し、本件訴訟においては、所属学校長等の職務上の命令等の特段の措置をまつまでもなく、本件システムの適用により、原告らには当然不利益が課されるのである。しかも、不利益が課された後では、これに関する訴訟等において、事後的に不利益を課したことの無効等を争ったのでは、重大な損害を被るおそれがある。訴訟等において事後的に不利益を課したことが無効であるとされても、それまでは不利益は継続するからである。

したがって、不利益処分の確実性という点において、前記二つの最高裁判決の事案と本件訴訟は事案を異にしている。仮に、二つの最高裁判決の趣旨を前提にしても、本件訴訟はあらかじめ自己申告票の提出義務の存否の確定を求める法律上の利益が認められるべき事案である。

しかし、そもそも、前記二つの最高裁判決を援用する被告の主張は、平成

16年改正によって、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」(いわゆる実質的当事者訴訟)が行政事件訴訟法4条後段に挿入された趣旨を没却するものである。改正以前から確認訴訟が実質的当事者訴訟に含まれるとの解釈は定着していた。あえてこれを明文化したのは、従来は確認訴訟が活用されてこなかった分野においても、これを積極的に活用することを促し、取消訴訟を中心とする抗告訴訟による解決が困難な行政活動をめぐる紛争の解決を促進するためである。前記二つの最高裁判決は、平成16年改正前のものであって、改正後の現在、被告のように確認の利益を限定的に解するのは改正の趣旨をまったく理解しないものといわなければならない。

以上